

岩手県告示第 747 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨紫波町長から次のとおり通知があった。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共測量を実施する地域 紫波町北日詰地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成 18 年 6 月 8 日から同年 10 月 31 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（3 点基準点測量・3 級水準測量）